

No.	頁	第	1-(1)-ア			質問・意見	回答
1	4	2	3			契約者と建物所有者が同一でなくても宜しいでしょうか？	契約者と建物所有者は同一が条件となります。
2	4	2	3			本事業が都市再生整備計画事業の都市機能立地支援事業に位置付けており、中心拠点誘導施設の条件を満たすものとあります。 中心拠点誘導施設の対象として、医療、社会福祉、教育文化、商業とありますが、対象の内、商業のみという事でよろしいのでしょうか？	中心拠点誘導施設の対象となる医療・社会福祉・教育文化等の施設提案をしていただくことも可能です。 商業機能は本市が本事業を行う上で期待する事項となります。
3	4	2	3			中心拠点区域内における誘導施設の内、商業施設の条件で周辺に同種施設がない事とあります。 国土交通省の都市機能立地支援事業説明資料のQ&Aにて、周辺の同種施設の商圈に影響が出ないようにする事とありますが、実際に周辺の同種施設からクレームが出た場合、出店は難しいという事になるのでしょうか？	周辺の商圈に影響が出る施設（周辺同種施設）は都市機能立地支援事業の支援対象とはなりません。誘導施設の内、部分的に都市機能立地支援事業の採択要件を満たす施設があれば、残りの部分に周辺同種施設が配置されていても提案・出店を否定することはありません。
4	4	2	3			周辺に同種施設のある施設整備を検討しております。ホテル、スポーツクラブ、スーパー、ドラッグストア、衣料品店、コインパーキング、喫茶店、飲食店も含めまして、各業種で出店できる可能性について、教えていただけないでしょうか？	誘導施設の内、部分的に都市機能立地支援事業の採択要件を満たす施設があれば、質問にあるいずれの業種につきましても、出店していただくことは可能です。
5	4	2	3			上記の回答が商業以外の対象が含まれる場合、各対象として、どこまで必要か、教えていただきたいです。	商業以外の施設で本事業に必要な施設は定めておりません。 都市機能立地支援事業の補助対象となる施設は、国土交通省のホームページの資料をご確認ください。 http://www.mlit.go.jp/common/001047657.pdf なお、上記の内容が示されている「都市機能立地支援事業制度要綱」につきましては、都市局所管「補助事業実務必携」（平成26年度版）に掲載されておりますので、より詳しい情報が必要でしたら、ご購入いただくか、企画財政部企画課にお越しいただければご覧いただくことも可能です。

No.	頁	第	1-(1)-ア			質問・意見	回答
6	4	2	5			事業実施協定書及び事業用定期借地権設定契約書の公表時期を教えてくださいか？	平成28年11月上旬の公表を予定しております。
7	5	2	6	(1)		コンベンションやバンケット、飲食、宿泊等の整備を期待するとありますが、これらは全て都市機能立地支援事業の対象となりますか？	都市機能立地支援事業は地域住民の生活に必要な都市機能を対象としておりますので、広域的な施設や特定の人が利用する施設（コンベンション、宿泊）は都市機能立地支援事業の対象外となります。
8	5	2	6	(1)		コンベンションやバンケット、飲食、宿泊等の整備を期待するとありますが、重要視している施設はどれですか？	本事業では以下2点の目的を有しております。 1点目は、都市機能立地支援事業を活用した地域住民の生活に必要な都市機能（飲食等の商業施設）の整備、2点目は駅前の賑わい創生に必要な広域的な都市機能（コンベンション、宿泊等の商業施設）の整備です。1点目の施設条件を満たした上で、目的を達成するため何を整備するかは事業者の提案に委ねます。
9	5	2	8	(1)		コンベンションはどれぐらいの規模が必要と考えていますでしょうか？	最低規模は想定しておりませんので、商行為の一環の中で判断し、ご提案下さい。
10	5	2	8	(2)		待合スペースは、どれぐらいの面積が必要と考えていますでしょうか？	最低面積は想定しておりませんので、利用者の利便性を考慮してご提案下さい。
11	5	2	9	(1)		既設の自転車等駐車場に整備されているサイクルラック、防犯カメラ等の撤去された機器は、新設の自転車等駐車場で使用する必要があるのでしょうか？	既設の自転車等駐車場の防犯カメラ等の機器は、新設の自転車等駐車場で利用することはできません。
12	7	2	1 1			誘導施設は、国土交通省の都市機能立地支援事業の交付対象となる中心拠点施設の条件をみたすものとありますが、「都市機能立地支援事業制度要綱」に記載の中心拠点誘導施設をみると、他の補助制度が利用可能な施設もあります。これらの施設を導入する場合、都市機能立地支援事業での交付を優先させても良いのでしょうか？	都市機能立地支援事業の中心拠点誘導施設として「都市機能立地支援事業制度要綱」で位置づけられている施設において、他の補助制度が使用可能な場合は、都市機能立地支援事業よりも他の補助制度の利用を優先させてください（原則、他省庁の補助が受けられる施設には都市機能立地支援事業として申請できません）。

No.	頁	第	1-(1)-ア			質問・意見	回答
13	7	2	1 1			周辺に同種施設が無いことは誰の判断で決まるのですか？ 具体的な距離基準はありますか？スーパーマーケットやビジネスホテルはいかがでしょうか？	同種施設についての判断は都市機能立地支援事業としての採択に関わりますので、市（事前確認）及び国（最終判断）で行います。 支援する施設の内容または規模によって商圈が変わってくるため、具体的に何k m以内という制限は設けられておりませんが、都市機能立地支援事業は地域住民の生活に必要な都市機能を対象としておりますので、徒歩圏内に同種施設が存在する場合は認められない可能性があります。
14	7	2	1 1			都市機能立地支援事業 の交付対象となる中心拠点施設を導入しますが、補助金は使わなくても良いですか？	都市機能立地支援事業の申請は必ず行うようにしてください。都市機能立地支援事業の補助金は、複数の機能が複合している場合は、その一部の機能への補助金適用でもかまいません（例 上層階がホテル等宿泊施設で1階の一部にカフェ等飲食施設があれば、飲食施設部分は補助対象になります）。
15	1 1	3	2	(5)		当社が代表企業として、応募しようと考えておりますが、他社からも参加企業として出てほしいという事も言われております。上記のように複数参加すること可能でしょうか？	募集要項第3-1-(3)コに示すとおり、複数法人で参加する応募者は、当該応募者を構成する事業者が、他の応募者に参加すること及び単体応募者として参加することはできません。
16	1 2	3	3	(1)	ア	応募提出書類で貸付料についての記載がありませんが、こちらからは提案は必要なく、資料記載の通り決定した金額になるという事でよろしいでしょうか？	貸付料につきましては、募集要項第3（1）のとおり、市で金額を決定します。評価に当たって、貸付料の多寡による評価は行いません。
17	1 5	4	3	(3)	ア	参加表明書の提出部数に関して、募集要項P15では10部、様式集P2では1部と記載されていますが、どちらが正しいのでしょうか？	参加表明書は1部ご提出ください。募集要項P15の10部とあるのは誤表記ですので、訂正します。
18	1 6	4	4	(1)		募集要項P16の(1)参加表明書ア～クに関して、「キ」の項目がありませんが、無いと考えて良いのでしょうか？	ご理解の通りです。
19	1 9	5	4	(2)		「収支計画の資産根拠が明確に示され」とありますが、「試算根拠」の間違いでしょうか？	ご理解の通りです。

No.	頁	第	1-(1)-ア			質問・意見	回答
20	様式集					参加表明に関する様式集P8本社所在地の市区町村が発行する納税証明【法人税、固定資産税等すべての市区町村税に滞納がないことの証明】に関して、本社が在る場所の証明のみで良いのでしょうか？各支店が在る場所の証明も必要になるのでしょうか？	本社所在地の市区町村が発行する納税証明をご提出ください。
21	様式集					応募書類に関する様式集P13の注意書きにある「預金残高証明」は平成27年決算日付のもので良いのでしょうか？	ご理解の通りです。
22	様式集					応募書類はパワーポイントを使用しての提出も可能でしょうか？	使用ソフトは、原則Word、Excel、JWCAD（それ以外については、dxf変換を行うこと）の使用をお願いしておりますが、PowerPointの利用も可能とします。
23	様式集					応募書類はA4横でも対応可能でしょうか？	応募書類は、原則A 4 縦長横書きでの記載をお願いしておりますが、A 4 横でも対応は可能です。
24	様式集					事業用地の敷地図のC A Dデータ・ボーリングデータのご提供は頂けますか？	ボーリングデータはお越しいただければ閲覧に供しますが、あくまでも参考資料ですので、実際の整備に当たって利用することはできません。C A Dデータの提供は想定しておりません。
25	様式集					駐輪場の面積の上限がありますか？	上限の面積は想定しておりません。
26	様式集					代表企業がデベロッパーとして土地を賃借した上で、建物を複数のテナントへ賃貸する場合、プレゼンテーションの際にテナント名の固有名詞は必須ですか？	テナント名の固有名詞必須ではありませんが、岡崎市シビックコア地区交流拠点整備事業参加表明及び応募書類に関する様式集の応募書類作成要領に示すとおり、提案事業の内容は具体的に提案書に記述してください。